特定生産緑地の指定について

1 都市計画審議会への意見聴取

市町村長は、生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

本市におきましては、平成4年12月に土地所有者の申し出を受け生産緑地の当初指定を行っており、令和4年12月には多数の生産緑地が30年を迎えることとなっている。

このため、本市では令和4年12月までに特定生産緑地に指定する予定であり、今回は、全2回の申請受付のうち、第1回目の受付分について都市計画審議会に意見を伺うものである。

2 特定生産緑地制度

生産緑地は、都市計画決定から30年が経過する日(以下、「申出基準日」という。)以後、所有者が市町村に対していつでも買取りの申出ができるようになることから、宅地化される懸念がある。

生産緑地法が平成30年4月1日に改正施行され、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村が農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度である。

また、特定生産緑地の指定から10年経過する前であれば、繰り返し10年期限を延長することが可能である。これにより、申出基準日以後も、引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が図られることが期待される。

<特定生産緑地の指定による税制措置>

申出基準日が到来するまでに			
特定生産緑地に指定する	特定生産緑地に指定しない		
・固定資産税等は引き続き農地評価、農地	・固定資産税等の負担が段階的に増加(5		
課税	年後には、ほぼ宅地並み課税)		
・10年毎に更新可能	※申出基準日以後の特定生産緑地の指		
※買取申出は死亡・故障の理由が必要	定は不可		
・次世代(後継者)の相続税の納税猶予継	・いつでも買取申出が可能		
続が可能	・次世代(後継者)の相続税納税猶予継続		
	が不可		

3 特定生産緑地の指定基準

(1) 生産緑地法上の規定(法10条の2第1項)

市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができると規定している。

(2)小牧市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱(令和2年11月9日制定)の指定の要件(第3条)

法第10条の2第1項の規定により特定生産緑地として指定することができる生産緑地は、生産緑地地区の区域内の適正に管理されている生産緑地で、申出基準日が3年以内に到来するものとすると規定している。

4 申請状況

筆数	面積 (約 h a)	面積割合 (%)	備考
968	4 4 . 2		小牧市告示第 154 号 令和 2 年 12 月 16 日
3 5 7	16.5	3 7	
	968	等数 (約 h a) 9 6 8 4 4 . 2	筆数 (約 h a) (%) 9 6 8 4 4 . 2

※第1回目 令和2年11月25日~令和3年5月31日の申請受付分

5 これまでの経過

令和2年11月 特定生産緑地の申請受付開始のお知らせの送付

令和2年11月 特定生産緑地の申請の受付開始(受付は2回)

(第1回目)令和2年11月25日~令和3年5月31日(第2回目)令和3年 6月 1日~令和4年5月31日

令和3年7月~8月 特定生産緑地の説明会(計3回開催)

令和3年10月 小牧市都市計画審議会への意見聴取

6 今後の予定

令和3年6月~ 特定生産緑地の申請の受付開始(2回目)

令和4年10月頃 小牧市都市計画審議会への意見聴取

令和4年11月頃 特定生産緑地の指定の公示

特定生產緑地指定通知発送